

の職員の調査が非常に高く出ております。ただ、これは三百キロ以上五百キロ未満の欄につきまして、横に二つをいただけですと、三等級の八万一千二百二十四というの、やや異常なケースだといふことが言えるかと思ひます。そういう若干の例外を除きますと、大体等級に応じ、また級位に応じ、高は実績調査の結果が出てくるわけでございます。で、実績のないところ、あるいは実績がやや異常と見られる部分につきましては、六等級を一つ下して、それに対する一定の倍率をもつて計算をして数字を置いていくわけでございます。

○山崎昇君 いま説明ありましたが、あなた方は厳密な実績調査をやつて、それで数字をつくつていくと、こう言う。しかし、つじつまが合わないやうなところ、六等級を基準にして一定の倍率を掛けたと、こう言う。そうすると、質問する私どものほうからいふと、何が基準なのかといふことがなつちやう。だから私は、この数字を一つ見ても、いま大臣からお答えがありました、俸給表の等級が上になれば何か金もかかると、こう言う。それで七等級と六等級とだけの差があるか、五等級と六等級とだけの差があるか。この表でいけば、当然六等級安くなければなりません。かなり高い。四等級のいまあなたは千キロから千五百キロのところを言いました。異常だと、こう言う。しかし、異常だと言ひけれども、これは実績なんです。かかつていうんです、これだけ。だからこの数字そのものは疑問を持つけれども、しかし、これを十分反論するだけの私の調査の資料がないから、一応これで言ひたいわけなんです。どうしても納得できないわけなんです。そこでどうしても実費弁償で金がかかるというなら、いままでは修正しろということをお大臣言うわけではありませんが、これは鉄道を使つての移動ですから、そういう意味で言うならば、家族構成が多いから多くなるというふうに、当然そういうふうに改めなければならぬ。そういう意味で、将来この問題についてはやはり直して

いといふふうに考えます。それからなお、旅費の場合は、その他の公務員の給与の場合もそうでありまして、審議はなるほど国家公務員を対象にしてやります。しかし、これができると、必然的にこれは地方公務員にも関連をしてくる。それから政府関係機関にも関連をしてくる。いわば二百五十万くらいは公務員がそれによつてある程度規制されるわけですから、そういう意味で言うならば、将来調査をされる場合には、やはり地方自治体の分も調査するとか、もう少し幅広く調査をされて、きつとした数字でやつてもらいたいというふうに私は思ひます。そういう意味で、もう一度大臣に、いま申し上げたように言われて、これはすぐはここで修正できないにしても、そういう点ひとつ検討されて、直す方向をとられるのか、とられないのか、もう一ぺん聞いておきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) いま、山崎さんが等級全廃論のお話さき申されましたので、それは必ずしもかしこいというふうに申し上げたんです。山崎さんの御指摘のいろいろな問題、私も考えなければならぬ点があるように思ひます。したがひまして、この等級表を、今日のように等級ごとに区別をきめておくということがいいかどうか、あるいはこれを多少くくるとか、そういうことをきめたいかどうか、あるいは調査対象を広く地方公務員とか、そういう者もしたらどうかというお話ですが、そういうことも考えなければならぬかと思ひます。まあいろいろ大事な御意見でありますので、前向きに検討させていただきます。

○山崎昇君 それでは次に宿泊料金の点で、二点お聞きをしておきます。第一は、これもやっぱり問題があるのですが、甲乙に分けられておる。前の附帯決議をだいたひ入れられて、甲と乙の比率が減つてきたようでありまして。しかし私は、もうこれは設けておく必要がないのではないか。金額にしてもせいぜい四、五百円の差なんです。そういう意味で、この甲

乙の撤廃についてお考えがいただけるかどうかといふこと。

それから第二は、最近どこに行きましても、冬になると暖房料金が別にとられる。冷房というものは私はあまりとられた経験ありませんが、暖房はおおむね一割五分から二割、料金のほかにとつていふようであります。そういう意味で、今後の旅費改正の際に、こういう暖房料金の問題についてひとつ御検討願ひたいということが第二点。それから第三番目は、六等と七等を一緒にしまして「六等級以下」と、一つ区分減つたんですけれども、ただグリーン車等の昔の一等の使用の問題については、八等級だけ別扱いになつていふんですね。これは私はもう八等級もひくくつて六等以下にしてもいいというふうに考えるので、そうしなさんと実情に合わないのじゃないかと思ひます。逆にならうならば、事務当局の説明では、まああんまり出張もありません、それから学校を出てすぐグリーンもどうだろうか、こういう御意見もありましたが、いま旅行を見ても、むしろ飛行機の利用等を考えてみても、学生と言わす何と言わす、いまやもう旅行上でそういう私は等級の上の者から下の者から差別があるというふうにはどうしても受けとれない。そういう意味で、これもほんとうはすぐ直していいと思ひますが、今後ひとつこの改正のときには御検討いただきたい、こう思ひますが、どうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まず甲乙両地区の統合の問題であります。統合までいくのはどうか、こういう感じがしますが、いま二五%の開きがある。これは経済状態もほとんど流動しているという状態ですから、これは再検討します。そして、これは善処したい、さように存じます。

それから、私は燃料費というやつにあんまりぶつかったことはないのですが、暖房料ですね。こういうものも実情をよく調べてみまして、何か適切な手があるかどうかこれも検討いたします。

それから八等級、これの問題につきましては、これはいま八等級を受ける者といふと、高等学校を出まして数年たち、年齢でいへば二十二、三の人で、役所における地位は係員と、こういうような方なのであります。その方々がグリーン車、昔の一等車だといふことは、これはどうかといふような感じがいたしますが、おそらく民間の会社なんかにおきましても、そういう措置はとつておられないんじゃないかという感じがいたしますが、これも一般社会通念に従ふべきものだと思います。それから、それらの状況をきいて検討いたします。結論を出すようにしたいと思ひます。

○山崎昇君 もう一、二点聞きたいのですが、次に、各省いろいろ聞いてみますという、飛行機の使い方がどうもやっぱり格差があるやうですね。そこで、これは予算ともちろん関連することと思ひますが、もう少しこの飛行機の使用についてはお計らいをいただきたい。というのは、私も飛行機は、実際はもう自動車同様の交通機関になつていふ感じがつかないかといふふうに私も思ひます。そういう意味でいへば、むしろ飛行機を利用したほうが安いかといふところがある。これは、各省間にはないだろうかといふ気もします。各省間にはかなりアンバランスがあるというやうなことも私も聞きます。この飛行機の利用については、もう少しひとつ配慮願ひたいということが一つ。

それから、日額旅費は、これは旅費法が終わつてから大蔵省でいろいろ各省と相談されて検討されるやうであります。これも十分ひとつ各省の実情を聞きながらやつてもらいたい。場合によりましては、予算がないといふことで、かなり協議されたあとでも削られる運命を持つていふのです。そういうことないやうに、実際に現場で働く公務員がそういうことで差別させられたとか、あるいは何かそういうことで負い目を感じるやうな事柄、いわば仕事に意欲を持たなくなるやうな事柄、この日額旅費の点についてもひとつ配慮いただきたいと思ひます。それから、

第一部 内閣委員会会議録第八号 昭和四十

は、実費を下回らないよう定めること。」で、四
十一年の旅費法の改正に際して日当、宿泊料が約

らじやないかと、こういうぐあいと思うわけですが、この旅費の配分という点において、私はいろ

三
いうのは、確かに旅費が多いわけです。そういう

場合、私はこの旅費は、普通の省庁の事業費に当たるようなのが、いわゆる会計検査院等の私は旅費に当たるのじゃないか、そういうぐあいに思っておりますが、この点やほりそれぞれ、特徴のある省庁の旅費等については、この節減の問題についても、一律に七割というぐあいに、やはり三割ないしそれ以下にするというのが当然じゃないか、こういうぐあいに思うのですが、この点いかがですか。

○政府委員(橋口收君) 昭和四十四年度の節約額は百一十一億九千三百万円でございます。そのうち旅費は四億六千六百万円でございます。

節約の方法でございますが、たゞいま御質問の中に御指摘がございましたように、一定の節約率をかけて金額を算出したわけでございますが、その場合に節約対象除外経費と、それから節約対象経費の中でも軽減率の適用されるものと、いわば三種類あるわけでございます。お尋ねのございました旅費につきましては、節約の対象除外の旅費といたしましては、議員の応召旅費あるいは帰郷旅費、それから一般の公務員の赴任旅費、災害検査旅費、こういう種類のものは節約対象からはずしてあるわけでございます。

それから昨年の例で申しますと、節約の率を軽減いたしました二・五％の率を適用いたしました旅費といたしましては、人命保存のための検査監督旅費あるいは法令に基づき定期的に検査を要する検査旅費、検査院の検査旅費、裁判、検察等の旅費が軽減率の適用された旅費の費目でございます。それ以外の旅費につきましては、一般の指導監督旅費ということで五％の節約の率を適用いたしましたわけでございますので、御指摘のございました行政管理局の行政監察旅費も同じく五％の節約率を適用して節約額を計上したわけでございます。

○峯山昭範君 内国旅費につきましては、もうすでに多くの質問がありましたので、外国の旅費の問題についても二、三質問しておきたいと思ひます。

ことしはこの外国の旅費関係につきましては三年ぶりに改正があるわけですが、当然私は外務省のほうからその実態調査とか、調査の結果この程度引き上げてほしいというような申し出が大蔵省のほうにあったと思うのですが、この実態調査をどういうふうにしてやったかということとはわからないと思いますが、もしわかっておりましたら、それも教えてもらいたいと思ひますし、また、その結果、大蔵省にはどういう答申がきているか、これを先に伺いたいと思ひます。

○政府委員(橋口收君) 外国旅費につきましては、外務省の調査結果に基づきまして、外務当局と大蔵当局とが相談をいたして、最終的には政府案を決定するわけでございますが、当初の要求といたしましては、日当、宿泊料については定額三〇％引き上げの要求が出てまいりました。政府案といたしましては、一五％の引き上げということに決定をいたしましたわけでございます。その他、宿泊費の高い、たとえばニューヨーク、パリ等については特別の加算を認めてほしいとか、あるいは国際会議に出席のために随行者についてはある程度の加算を認めてほしいとか、幾つかの要求がございましたが、最終的には定額の一五％引き上げということで政府案としては決定をいたしましたわけでございます。

移転料につきましては、外務省の要求としましては、物価上昇分として二〇％、荷物量の増として四〇％、合計六〇％の引き上げの要求が出てまいりました。荷物量については、最終案といたしましては、物価上昇分として一五％、荷物量の増として二〇％、計三五％の引き上げになったわけでございます。

そのほか外務省から幾つかの要求がございましたが、子女加算につきましては、現在の法律では一〇％となっております。外務省の要求が一五％でございます。これは外務省をそのまま採用いたしました一五％の引き上げにいたしましたわけでございます。その他ごまかした要求がございましたが、最終的には、たゞいま申し上げました三点の引き上げの内容になったわけでございます。

げました三点の引き上げの内容になったわけでございませう。

○峯山昭範君 外国旅行につきましても、同じく日当とか、宿泊料については、内国旅行と同じように甲地方、乙地方というのがありますが、そこでその乙地方でありますアジアとか中近東地区と、その他の甲地方との間の格差ですね。それは実態調査の結果はどういうふうになったか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(橋口收君) 外国旅費における日当、宿泊料につきましては、現在甲地方と乙地方との間の格差は五％でございます。今回の改正に際しましても、外務当局とよく相談をいたしましたわけでございませうが、外務当局の見解にいたしまして、このおおむね現在程度の格差で差しつかえない、こういう御意見でございましたので、その格差をそのまま温存する措置をとったわけでございます。

○峯山昭範君 最後にもう一つだけ聞いておきたいのでありますが、それは現在当委員会に付託されておる法律の中に、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案というのがありますが、この中で、この問題のときにいろいろ審議はありますけれども、一点だけ聞いておきたいのですが、それは現在外国に派遣されておりますところの職員が多数ありますが、この職員の処遇に關しまして、いろいろ資料を調べてみますと、現在四百九十四人が出張で出かけております。このうち三百九十七人が一年以内の出張、それから七十人が二年以内の出張、それから二十四人が三年以内の出張となっております。それから三人が四年以内の出張になっております。こういうぐあいに、要するにいわゆる出張という名目で派遣されておる人、それから休職という名目で派遣されておる人も同じく百七十七人おります。要するにこの出張という扱いが、二年以上もどうして許されておるのかという問題もあるわけですが、この点やほり各省の関係もあると思ひますが、この点やほりぐあいに大蔵省は見ているのか、特に旅費法の第一条の目的が、要するに、

「公務の円滑な運営に資する」、こういう点から見ますと、二年以上の出張を認めていて、これらの目的がはたして達せられておるかどうか、この点非常に問題だと思ひますが、この点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(橋口收君) お尋ねの問題は、最終的には各省大臣が判断される問題であらうと思ひますが、現在の実態で申しますと、御指摘がございましたように、各省によつて出張の扱いのところあるいは休職扱いのところと、その扱いが区々になつておるようでございます。今回、政府部内で検討いたしましたので、御審議をお願いしております法律案として国会に提案をいたしておるわけでございませうが、ただ、お尋ねがございましたような長期にわたる出張の場合、ことに海外技術協力ということで、日本の専門知識を海外に広めるといふような見地から、経済協力の一環としてやっております場合には、出張の形態をとつておりまして、滞在費は日本の海外技術協力事業団なり、あるいは先方政府または政府機関が負担されて行なわれているわけでございまして、たゞ往復の旅費につきましては、相手国の負担の限度等もございませうので、日本政府の負担しておる場合もあるようでございませう。またOTCA、海外技術協力事業団が負担をしておる場合もあるようでございませうが、向こうにおいて、いわゆる出張期間中に向こうで滞在する滞在費としての宿泊料、日当というものは出してないというふうな承知をいたしております。

○委員長(西村尚治君) 委員の異動についてお知らせいたします。本日、源田実君が辞任せられ、岩動道行君が選任せられました。さらに、野坂参三君が辞任せられ、岩間正男君が選任せられました。

○委員長(西村尚治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終了したものと認めます。これより討論に入ります。――別に御発言もな

いようですから、討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西村尚治君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○上田哲君 私、ただいま可決されました国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対して、自民、社会、公明、民社四党の共同提案にかかる附帯決議案を提出いたします。まず、案文を朗読いたします。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、物価、公共料金等経済情勢および社会情勢の変化に即応して、時期を失することのないよう旅費の改正に努めること。

一、内国旅行における甲乙両地方の区域区分については、最近の宿泊料金の実情にかんがみ、その格差の解消の方向に努力する等実態に即するよう措置すること。

一、移転料については、実費弁償を建前として、等級区分の縮小等制度の合理化を図ること。右決議する。

この決議案の趣旨は案文によって明らかでありますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長(西村尚治君) 別に御発言もなければ、上田君提案の附帯決議案の採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西村尚治君) 全会一致と認めます。よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。福田大蔵大臣。

○國務大臣(福田大蔵大臣) ただいまの附帯決議につきましても、政府といたしましては、よく実態を調査し、御趣旨を体して努力いたしたいと存じます。

○委員長(西村尚治君) 審査報告書の作成につきましても、委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西村尚治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十五分散会

四月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、長野県の寒冷地引上げ等に関する請願(第二二六八号)

一、元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(第二二七一号)(第一二八四号)

一、岩手県宮古市の寒冷地引上げに関する請願(第一三二二二号)

一、岩手県田老町の寒冷地引上げに関する請願(第一三二二二号)

一、岩手県下閉伊郡新里村の寒冷地引上げに関する請願(第一三二二三号)

一、元満洲殖産公社員であつた公務員等に対し恩給法等の特例制定に関する請願(第一三三〇号)(第一三七六号)

一、国防省設置に関する請願(第一三五四号)

一、人事行政の厳正に関する請願(第一三五五号)

一、一世一元制の法制化促進に関する請願(第一三七三三三三)

第一二六八号 昭和四十五年三月二十日受理

長野県の寒冷地引上げ等に関する請願

請願者 長野県小諸市加増上原八三二ノ

一 竹林国夫外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一一九二号と同じである。

第一二七一号 昭和四十五年三月二十日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願

請願者 和歌山市今福北ノ町一三一 広内三郎

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一二八四号 昭和四十五年三月二十三日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願

請願者 宮崎市末広二ノ一三八 長友貞

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第一三二二二号 昭和四十五年三月二十四日受理

岩手県宮古市の寒冷地引上げに関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市加賀野四ノ一二ノ三

紹介議員 鈴木 力君

一、岩手県宮古市の寒冷地を五級地に、すみやかに引き上げること。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額(石炭加給)をすみやかに増額すること。

他の三項目は、第三〇一号と同じである。

第一三二二三号 昭和四十五年三月二十四日受理

岩手県田老町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 岩手県盛岡市加賀野字才の神 川原清

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一〇九二号と同じである。

第一三二三三三 昭和四十五年三月二十四日受理

岩手県下閉伊郡新里村の寒冷地引上げに関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市盛岡駅前通一ノ三五

国鉄労働組合盛岡地方本部盛岡工場支部検査分会内 倉持紅輝外一名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一〇九三三三と同じである。

第一三三〇三三 昭和四十五年三月二十日受理

元満洲殖産公社員であつた公務員等に対し恩給法等の特例制定に関する請願

請願者 岐阜市長良海用町二ノ二四 木村英夫

紹介議員 小林 国司君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一三七六号 昭和四十五年三月二十五日受理

元満洲殖産公社員であつた公務員等に対し恩給法等の特例制定に関する請願

請願者 滋賀県大津市石山寺辺町三一五ノ二四〇 栗田剛

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一三五四号 昭和四十五年三月二十五日受理

国防省設置に関する請願

請願者 千葉県稲毛二ノ六ノ七 川島邦衛

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第一三五五号 昭和四十五年三月二十五日受理

人事行政の厳正に関する請願

請願者 千葉市検見川町一ノ六〇九 石橋光外四十四名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第一三五五号 昭和四十五年三月二十五日受理

人事行政の厳正に関する請願

請願者 千葉市検見川町一ノ六〇九 石橋光外四十四名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第一三五五号 昭和四十五年三月二十五日受理

人事行政の厳正に関する請願

請願者 千葉市検見川町一ノ六〇九 石橋光外四十四名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第一三五五号 昭和四十五年三月二十五日受理

人事行政の厳正に関する請願

請願者 千葉市検見川町一ノ六〇九 石橋光外四十四名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一三三三号 昭和四十五年三月二十五日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 広島県沼隈郡沼隈町大字草深一、
七七七 岡崎直巳外二十名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六号中正誤

ベ	段	行	誤		
二	四	五	これはは	これは	正
三	一	末	宮中が	宮中で	
三	二	平	たいまだ	ただいま	